

2020年6月11日

「県外への移動についての注意事項」に係る移動制限の緩和について

広島国際大学

「罹患者等の登校の目安について〔6月8日改訂〕」（6月5日付）内の「県外への移動について注意事項」を下記のとおり一部緩和することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 緩和内容

広島県からの通知（5/29）のとおり、関西3府県においては、移動自粛を6月12日から緩和します。
なお、北海道や東京など5都道府県については、引き続き6月18日までの移動自粛をお願いします。また、福岡県については、広島県の方針に沿い、引き続き当面の間、移動の自粛をお願いします。

2. 取扱実施日

6月12日（金）

以上

(参考：6月5日付HP掲載「県外への移動についての注意事項」)

2020年6月5日

県外への移動についての注意事項

広島国際大学

広島県からの要請等に基づき、以下のとおり県外への移動について取り扱います。但し、社会情勢により今後変更する場合があります。

① 5月21日に緊急事態宣言が解除された3府県へは令和2年6月11日まで、25日に緊急事態宣言が解除された5都道府県へは令和2年6月18日まで、その他の県へは、感染状況や移動先の県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動は控えること。なお、当面の間、リスクの高い地域は福岡県とする。

(6月1日現在) ※当面の間、前述の地域へ期限までに移動した場合は、帰広した日から14日間は体温測定を含む毎日の健康状態のチェックを行い、生活の維持に必要な場合を除き自宅待機を求めます

②教職員については、当面の間、県外への出張において事前に所属上長の許可を得ること。

③学生については、県外への移動に関し、以下へ事前に相談すること。

- 1) 学外実習 実習担当教員
- 2) 就職活動 キャリアセンター職員
- 3) 課外活動 監督または顧問、学生課職員
- 4) 県外への帰省その他 指導教員

全ての学生・教職員は、感染防止の3つの基本「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」や「3密（密集・密接・密閉）」の回避などの感染防止対策の徹底を図り、『新しい生活様式』の実践例を参考に、感染リスクを可能限り低減してください。

【参考】

《URL【厚生労働省HP『新しい生活様式』】》：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

《広島県5月29日通知》

〈5都道府県から来広する学生〉

- 緊急事態措置が5月25日に解除された5都道府県（北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）の移動は、不要不急を除き6月18日まで自粛してください。
- 来広前の2週間、当該地域の自宅等で待機、外出を自粛させるとともに、健康観察及び行動履歴の記録を行わせ、大学等において、健康状態等に異常がないことを確認した上で、6月19日以降に来広・登校させる。（学生寮に入寮する学生についても同様）

〈京都府・大阪府・兵庫県から来広する学生〉

- 京都府、大阪府及び兵庫県から来広する学生については、来広後14日間、健康観察及び行動履歴の記録を行わせ、大学等において確認する。

以上